

第 181 回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第181回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和6年1月12日（金）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時32分開会

○高橋委員長 年が改まりました。令和 6 年、2024年でございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

181回となります。本日は岡本委員がちょっとインフルエンザ、急に熱が出たということで、作間委員はウェブ参加でございますので 8 名参加、定足数に問題はございません。

それでは、配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 本日の審議予定は 9 件でございます。審議順に、令和 5 年審第21号で資料が 1 と 1－1、審第28号が資料 2 と 2－1、続いて29号、3 と 3－1、22号、資料 4 と 4－1、第26号が 5 と 5－1、32号で資料が 6 と 6－1、25号で資料 7 と 7－1、審第30号で資料 8、8－1、最後に審第24号で資料 9 と 9－1 でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 審議予定は 9 件、それでは、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 5 年審第21号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次の案件、お願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 5 年審第28号及び令和 5 年審第29号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 議決書の方、サインを、署名・押印をお願いいたします。

(各委員、議決書に署名・押印)

○高橋委員長 それでは、資料 1 の令和 5 年審第21号の案件に戻ります。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 5 年審第21号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項但書に基づき非公開とする。】

それでは、議決書をお願いいたします。

(各委員、議決書に署名・押印)

○高橋委員長 それでは、次に、令和 5 年審第22号、資料 4 でございますが、御説明をお願い

いたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第22号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、そう決議いたします。

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 資料の一番最後になります。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第4号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 それでは、審第26号、資料5の説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第26号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、議決いたします。

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 時間が尽きましたので、今日は5件処理したということで、それは次回ということにさせていただきます。

○高橋委員長 それから、最後でございますが、次回以降、これがまた大変なことになっておりますが、お願いいたします。次回以降。

○事務局 では、次回は2月でございますが、2月13日の火曜日とちょっとイレギュラーな日程となっております。1時30分からです。御審議いただく案件は、本日の繰越分が4件で、新たに新件として9件予定しております。継続はございませんので、全部で13件を予定しております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 これ全部は無理でしょうけれども、件数が全部をさばけないのは御勘弁いただ

くとして、2月13日、いつもの金曜日ではなく火曜日ですので、私自身を含めて間違えないようにということでございます。

それでは、今日は以上でございます。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

午後 3 時59分閉会